

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 25 年 1 月 15 日

契約責任者 本州四国連絡高速道路株式会社

代表取締役社長 三原 修二

◎調達機関番号 422 ◎所在地番号 28

○本州四国連絡高速道路株式会社公告 平成25年第1号

1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 平成24年度伝送交換設備更新工事
- (3) 工事場所

本社

兵庫県神戸市中央区小野柄通(本社)

神戸淡路鳴門自動車道

自)兵庫県神戸市西区見津が丘(神戸西IC)

至)徳島県鳴門市撫養町木津(鳴門IC)

瀬戸中央自動車道

自)岡山県都窪郡早島町(早島IC)

至)香川県坂出市川津町(坂出IC)

西瀬戸自動車道

自)広島県尾道市高須町(西瀬戸尾道IC)

至)愛媛県今治市山路(今治IC)

- (4) 工事内容

本工事は、本四高速道路における通信ネットワークを構成する伝送交換設備の更新に伴う機器製作及び据付調整を行うものである。

施工箇所:78 箇所

伝送設備・交換設備更新:44 箇所

伝送設備更新:34 箇所

- (5) 工期 契約締結の日の翌日から620日間
- (6) 本工事は、入札時に、入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての「工事目的物の性能、機能（品質の安全

性)」及び「安全対策」に関する提案(以下「技術提案」という。)及び技術提案資料を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

2 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。)による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 次の各号の一に該当しない者であること。

- ① 電気通信工事業に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づく国土交通大臣又は知事の許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(告示(平成20年国土交通省告示第85号をいう。))第1第1号の1に規定する審査基準日が入札及び開札の日の1年7月前の日以後のものに限る。)を受けていない者
- ② 契約を締結する能力を有しない者(未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者
- ③ 本四会社の過去2年以内において次の(イ)から(チ)までの一に該当したと認められる者
 - (イ) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (ロ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - (ハ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ニ) 監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者
 - (ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (ヘ) 本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
 - (ト) その他本四会社に著しい損害を与えた者
 - (チ) (イ)から(ト)までのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者
- ④ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(2) 本四会社における平成23・24年度一般競争(指名競争)参加資格者のうち、「遠方監視制御設備工事」の認定を受けている者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、社長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)であること。

(3) 本四会社における「遠方監視制御設備工事」に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定

の際に客観事項について算定した点数(客観点数)が、1,100点以上であること。

(4) 施工実績

平成14年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の実績を有すること。ただし、施工実績については本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）が発注し、平成14年度以降に完成・引渡しが完了した工事である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第5条第2項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く（施工実績が本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）並びに他の機関が発注した工事で工事成績がないものについては65点とみなす。）。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

・同種工事

画像信号、音声信号及びデータをIP方式により送受信する伝送装置について、次の①から③に示す全てを実施した工事

- ①機器の製作（他社への依頼製作含む）
- ②機器の設置
- ③試験調整

(5) 配置予定技術者

次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、主任技術者又は監理技術者（以下「主任（監理）技術者」という。）については工事の請負金額が2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む額）の場合は専任で配置できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。現地での据付調整期間については専任で配置できること。（現地での据付調整期間は、平成25年9月から平成26年6月を予定している。）

(ア) 専任の主任（監理）技術者にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

(イ) 監理技術者にあつては、技術士又は技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

・技術士

電気電子部門又は総合技術監理部門〔選択科目が「電気電子部門」に係るものに限る。〕の資格を有する者。

(ウ) 主任技術者にあつては、技術士又は一定の実務経験を有する者であること。

なお、技術士又は一定の実務経験等を有する者とは、次のとおりとする。

・ 技術士

電気電子部門又は総合技術監理部門〔選択科目が「電気電子部門」に係るものに限る。〕の資格を有する者。

・ 一定の実務経験を有する者

①電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、電気通信工事に係る下記の実務経験を有する者。

・ 高等学校 5年以上 ・ 高等専門学校 3年以上 ・ 大学 3年以上

②電気通信工事に係る10年以上の実務経験を有する者。

③電気通信事業法（昭和59年12月法律第86号）第46条第3項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けたのち電気通信工事に関し5年以上の実務経験を有する者。

(エ) 現場代理人又は主任（監理）技術者が、平成14年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の経験を有すること（同種工事の経験における従事役職は問わない）。ただし、施工実績については本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）が発注し、平成14年度以降に完成・引渡しが完了した工事である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第5条第2項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並びに他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く（施工実績が本四会社（旧本州四国連絡橋公団を含む。）並びに他の機関が発注した工事で工事成績がないものについては65点とみなす。）。

なお、経験を有する者が現場代理人のみであった場合にはその者は（ウ）に示す資格を有している者でなければならない。

また、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

・ 同種工事

画像信号、音声信号及びデータをIP方式により送受信する伝送装置について、機器の設置及び試験調整を実施した工事

(6) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時のまでの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」（本四会社達平成17年第48号）に基づき、「地域1（兵庫県、徳島県）」、「地域2（岡山県、香川県）」、「地域3（広島県、愛媛県）」、並びに「地域4のうち大阪府、高知県」において、指名停止を受けていないこと。

- (7) 上記1の工事に係る設計業務等の請負者又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点100点(発注者が設定する最低限の要求要件を満たしている場合に付与する点数。以下同じ。)に最大30点の加算点(入札参加者が、入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書(以下「標準案」という。)と異なる技術提案をした施工計画による「工事目的物の性能、機能(品質の安定性)」「安全対策」に応じて付与する点数。以下同じ。)を加え、評価値を算出し、落札者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準については、入札説明書による。

(2) 評価項目及び評価指標

評価項目	評価指標
①工事目的物の性能、機能(品質の安定性)	1) 保守部品の供給年数及び保守技術支援体制に対する工夫 2) ネットワーク構成管理情報の管理手法に対する工夫 3) 関連他設備との対向試験調整に対する工夫
②安全対策	既設設備近接作業の安全対策に対する工夫

(3) 評価及び落札者の決定方法

入札参加者の技術提案による評価項目(評価指標)を評価し、

評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札価格

の最も高い者を落札者となるべき者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき条件については、次に掲げる要件に該当する者である。

- ① 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
- ② 技術提案の内容が発注者の設定している最低限の要求要件を下回らないこと。

(4) 評価点の付与の方法

標準案による最低限の要求要件を満たしていれば標準点の100点を付与するものとし、技術提案の内容を優/良/可で判定し、記3(2)評価項目①の評価指標 1)及

び評価項目②の評価指標については、10/5/0点の加算点を付与するものとする。
記3(2) 評価項目①の評価指標 2) 及び 3) については、5/2.5/0点の加算点を付与するものとする。

(5) (3)において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責により、入札時の評価内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評点を最大15点減点する。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

4 入札手続等

(1) 担当部所

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22
本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課
電話 078-291-1035

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

平成25年1月15日から平成25年1月25日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までの期間に上記4(1)の場所でCD-Rによる無料交付とする。

(3) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期間、場所及び方法

平成25年1月15日から平成25年1月25日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までの期間に上記4(1)の場所に持参すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに提出方法

入札及び開札日時 平成25年3月19日 10時00分

入札及び開札場所 本州四国連絡高速道路株式会社 11階 入札室

提出方法 持参又は郵送(簡易書留に限る。)により提出すること。

(ただし、郵送(簡易書留に限る。)による入札の受領期限は、平成25年3月18日16時00分とする。郵送先は、上記4(1)に同じ。)

5 配置予定主任(監理)技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の主任(監理)技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、提出した技術資料に記載した配置予定技術者(記2(5))は病気、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、(記2(5))に掲げる基準を満たし、

かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除。
 - ② 契約保証金 納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 本工事の技術提案資料の提出にあたって、標準案の内容について、技術提案で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案資料を提出すること。技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合は、技術提案資料においてその意思を表示すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には、競争参加確認資料のみ提出すること。
- (6) 手続における交渉の有無 無。
- (7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)に同じ。
- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (10) 詳細は入札説明書による。
- (11) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の3以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。
- (12) 技術提案の採否
技術提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。
なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、技術提案による競争参加資格を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
- (13) 契約書作成の要否 要。

なお、当社が利用している電子契約サービスにより、電子契約書を使用した電子契約によることが出来る。

(詳細は、当社ホームページ <http://www.jb-honshi.co.jp/keiyaku/index.html> による。)

7 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shuji Mihara, President of Honshu-Shikoku Bridge Expressway Company Limited
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction work of Transmission and Switching Systems
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 25 January 2013
- (5) Time-limit for the submission of tenders : 10 : 00 A.M. 19 March 2013 (tenders submitted by mail 4 : 00 P.M. 18 March 2013)
- (6) Contact point for the notice: Accounting and Contracting Section, Honshu-Shikoku Bridge Express way Company Limited, 4-1-22, Onoedori, chuouku, Kobe-city, Hyogo 651-0088, Japan. TEL 078-291-1035